

神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託に関する質問への回答

	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書4	委託上限額が200万となっているが、期間内に委託費が200万円を超えた場合でも、超えた部分の支払いはあるのか。	支払い上限額は、原則として200万円(消費税込み)とします。
2	仕様書5	連帯借受人や連帯保証人以外に保証人はいないか。	連帯借受人や連帯保証人以外の保証人はいません。 借受人、連帯借受人、連帯保証人の相続人が債務者となっている債権はあります。
3	仕様書5	貸付金元金以外に遅延損害金を計算する必要があるか。 委託後に遅延損害金を計算する必要があるか。	遅延損害金を計算する必要はありません。
4	仕様書5	委託予定債権の平均延滞月数は何か月か。	H30.3月末の債権の平均延滞月数は、概ね40か月です。債権によりバラつきがあります。
5	仕様書5	償還未到来が含まれる債権はあるか。	当初、償還未到来が含まれる債権は委託対象外とします。受託者との協議により、償還未到来を含む債権を委託対象とする可能性はあります。
6	仕様書5(3)ウ	本業務専用口座とは、受託者指定の専用口座で良いか。	受託者指定の専用口座で結構です。
7	仕様書6(2)	四半期毎とあるが、毎月は可能か。	処理の都合上、四半期毎での支払いとします。
8	募集要領9(4)	回収業務の実績及び成果は地方自治体の内容を記載するのでよいか。	地方自治体の内容に限らず、今回の債権回収に類する業務について、可能な範囲で記載してください。
9	募集要領9(4)	回収業務の実績及び成果について、機関名を記載すると弊社を特定できる可能性があるため、「A、B、C」で表記してもよいか。	機関名については、「A、B、C」等と表記していただいても結構です。